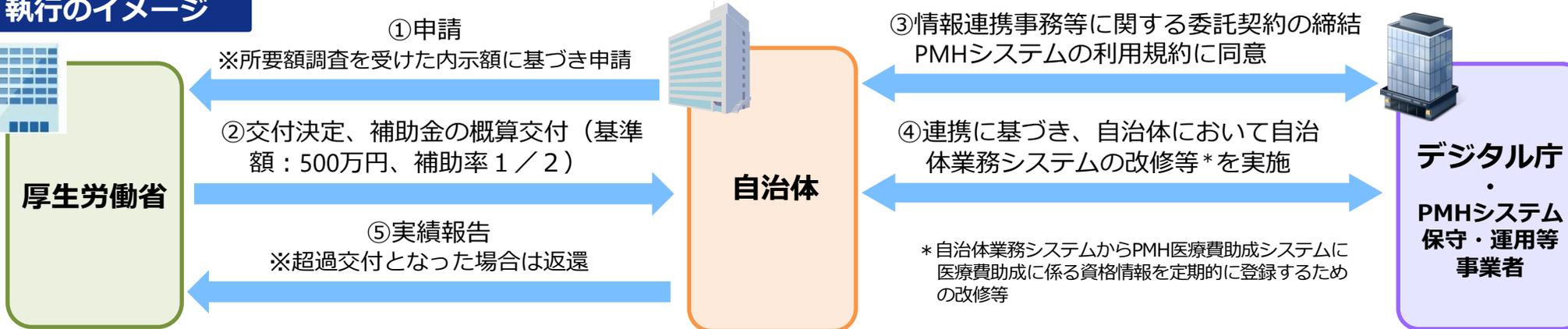


医療費助成（公費負担医療・地方単独医療費助成）のオンライン資格確認の導入に当たって必要となる自治体業務システムの改修を支援するため、都道府県・市区町村に補助金を交付する。【30.5億円の内数】

執行のイメージ



✓ 補助金適正化法等の規定に基づき、指定都市・中核市以外の一般市区町村については、申請書等を都道府県に提出し、都道府県が取りまとめの上、厚生労働省に提出。  
 ✓ 自治体においては、システム改修等に着手する前にPIA（特定個人情報保護評価）の対応を行う。また、地方単独医療費助成を対象にする場合は、地方単独医療費助成のオンライン資格確認に係る事務を個人番号利用事務とするために必要な措置を講じる。

システム改修等の対象となる医療費助成

区分		医療費助成
公費負担医療	障害者総合支援法	精神通院医療に係る自立支援医療費、更生医療に係る自立支援医療費、育成医療に係る自立支援医療費、療養介護医療費
	難病法	特定医療費
	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費
	母子保健法	養育医療
	感染症法	結核患者の医療、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療、新感染症外出自粛対象者の医療
予算事業	肝炎治療特別促進事業による医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費助成、特定疾患治療研究事業による医療費助成（2次交付で追加予定）	
地方単独医療費助成	こどもの医療費に係る地方単独医療費助成、障害者の医療費に係る地方単独医療費助成、ひとり親家庭の医療費に係る地方単独医療費助成、その他の地方単独医療費助成	

想定されるスケジュール

	1次交付	2次交付
所要額調査	3月	6月
基準額の内示	4月	7月
申請	4月～5月	7月～8月
交付決定	6月	8月～9月

※ スケジュールは変更があり得る。